

日医発第241号（保56）  
平成25年6月13日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

#### 検査料の点数の取扱いについて

平成25年5月29日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成25年6月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平25.5.31 保医発0531第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成25年6月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D014中（20）を（21）とし、（19）の次に次のように加える。

（20） 抗トリコスポロン・アサヒ抗体

ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 当該検査は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (1)～(19) 略 (20) 抗トリコスポロン・アサヒ抗体 ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ 当該検査は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。</p> <p>(21) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (1)～(19) 略</p> <p>(20) 略</p>

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 25 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 1 号 (平成 25 年 6 月 1 日適用)

測定項目	抗トリコスポロン・アサヒ抗体
商品名	トリコ・アサヒ Ab チェック
区分	E 3 (新項目)
測定方法	E L I S A 法
主な測定目的	血清中の抗トリコスポロン・アサヒ抗体の検出 (夏型過敏性肺炎の診断の補助)
参考点数	D014 自己抗体検査 25 抗アセチルコリンレセプター抗体 900 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。  ----- 第 3 部検査 <b>D 0 1 4 自己抗体検査</b> (1) ~ (19) 略 <u>(20) 抗トリコスポロン・アサヒ抗体</u> <u>ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 当該検査は、E L I S A 法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。</u>  <u>(21) 略</u>  (変更箇所下線部)

(日本医師会医療保険課)